

弁護士
による

交通事故相談・ 示談あっせん



無料

法律相談

次の事案は、お取り扱いできません

- 交通事故の刑事処分 ●交通事故の行政処分

相談日時をご予約の上、相談日には事故に関係のある書類をお持ちください。

- 交通事故証明書 ■相手方からの提出書類 (提示された示談金額の分かるものなど)

どんなことを相談できるの？

- 賠償責任者の認定 ●損害賠償額の算定
- 賠償責任の有無・過失の割合
- 損害賠償の請求方法
- 自賠責保険および自動車保険関係の問題
- 政府保障事業の手続き
- 示談の仕方や時効の問題など

新設

横浜駅西口相談所

横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2 TSプラザビル4階
(神奈川県弁護士会横浜駅西口法律相談センター)

受付時間 平日/9:30~17:00(水は19:00まで)
土曜日/9:30~15:30

電話 045(620)8300

相談日 水曜日/16:30~19:00 / 1回の相談30分以内

関内相談所

横浜市中区日本大通9番地 神奈川県弁護士会館内
(公財)日弁連交通事故相談センター神奈川支部

受付時間 平日/9:30~17:00

電話 045(211)7700 神奈川県弁護士会内

相談日 月曜日~金曜日/9:15~11:45、13:15~15:45
1回の相談30分以内

相談場所は裏面を
ご覧ください。

川崎相談所

川崎市川崎区駅前本町3-1
NMF川崎東口ビル11階(神奈川県弁護士会川崎法律相談センター)

受付時間 平日/9:30~17:00(火・木は19:30まで)
休日/13:00~17:00

電話 044(223)1149

相談日 水曜日/13:30~16:00 / 1回の相談30分以内

小田原相談所

小田原市本町1-4-7
朝日生命小田原ビル2階(神奈川県弁護士会小田原法律相談センター)

受付時間 平日/9:30~17:00

電話 0465(24)0017

相談日 水曜日/13:30~16:00 / 1回の相談30分以内

横須賀相談所

横須賀市日の出町1-5ヴェルクよこすか3階
(神奈川県弁護士会横須賀法律相談センター)

受付時間 平日/9:30~17:00

電話 046(822)9688

相談日 金曜日/10:00~12:30 / 1回の相談30分以内

相模原相談所

相模原市中央区中央2-11-15
相模原市中央区役所市民相談室(市役所本館1階)

受付時間 平日/8:30~17:00
前の週の水曜日(休日の場合は前日)から先着順

電話 042(769)8230

相談日 月曜日/13:30~16:00 / 1回の相談30分以内

相模大野相談所

相模原市南区相模大野5-31-1
相模原市南区役所市民相談室(市南区合同庁舎3階)

受付時間 平日/8:30~17:00
前の週の水曜日(休日の場合は前日)から先着順

電話 042(749)2171

相談日 毎月第3水曜日/13:30~16:00 / 1回の相談30分以内

橋本相談所

相模原市緑区橋本6-2-1
相模原市緑区役所市民相談室(シティ・プラザはしもと6階)

受付時間 年末年始を除く毎日/8:30~17:00
同じ週の月曜日(年末年始の場合は前日)から先着順

電話 042(775)1773

相談日 毎月第1金曜日/13:30~16:00 / 1回の相談30分以内

座間相談所

座間市緑ヶ丘1-1-1(市役所内)
座間市役所広聴人権課

受付時間 平日/8:30~17:15
月初から先着順

電話 046(252)8218

相談日 毎月第3火曜日/13:30~16:00 / 1回の相談30分以内

示談あっせんをご希望の場合は裏面をご覧ください

交通事故の示談あっせんをご希望の方へ

示談あっせんには、面談相談を担当した弁護士からの紹介状が必要です。
表面に記載の各相談所でご相談の上、弁護士にお申し出ください。
示談あっせんの受付・話し合いは横浜相談所のみで行っています。

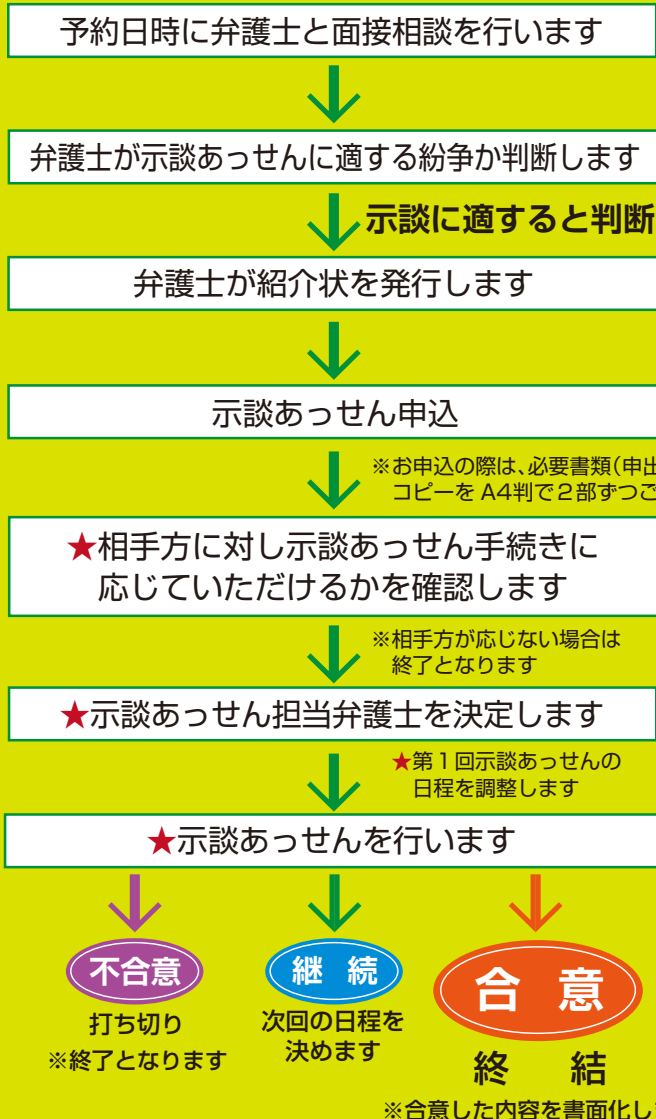
示談あっせんって？

損害賠償の交渉で相手方との話し合いがつかない時に、当センターの弁護士が間に入り、公平・中立な立場で示談が成立するようにお手伝いします。調停の民間版のような制度で早期の解決が期待できます。

必要書類

- 申出書 ■ 交通事故証明書 ■ 診断書、後遺障害診断書 ■ 治療費明細書(入通院日数、治療費・通院費のメモなど)
- 事故前の収入を証明するもの(給料明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、確定申告の写しなど)
- 相手方からの提出書類(提示された示談金額の分かるものなど)
- その他(差額ベッド代、付添日数・費用、修理費、家屋改修費、有給休暇日数、相手方加入保険内容のメモなど)

示談あっせんの流れ



終了

示談に適しないと判断

お話し合いで
解決しましょう



- 示談あっせんは原則として3回以内です
- ★部分は当センターが行います

詳しくはお問い合わせください
045(211)7700
(公財)日弁連交通事故相談センター 神奈川県支部
〒231-0021 横浜市中区日本大通り9番地 神奈川県弁護士会館内

